

改正後	現行
<p data-bbox="322 252 929 336">公益社団法人あおもり農林業支援センター 建設工事施行事務取扱要綱</p> <p data-bbox="181 395 271 432">(趣旨)</p> <p data-bbox="159 443 499 480">第1条～第8条 【略】</p> <p data-bbox="203 539 293 576">(入札)</p> <p data-bbox="159 587 1081 671">第9条 入札の執行に際しては、入札執行者及び入札執行補助者2名以上の立合いのもとに行うものとする。</p> <p data-bbox="165 683 1081 767">2 入札執行者は、入札者が代理人により入札しようとするときは、入札前に委任状を提出させるものとする。</p> <p data-bbox="165 778 1081 863">3 入札執行者は、入札締切時刻に遅れた者の入札を拒否するものとする。</p> <p data-bbox="165 874 1081 1246">4 入札執行者は、入札に参加しようとする者に対し、建設業法第27条の25に規定する経営状況分析の結果及び第27条の27に規定する経営規模等評価の結果に係る通知書又は第27条の29第1項に規定する総合評定値に係る通知書を提出させるものとし、当該入札に係る契約の締結予定の日の1年7月前の日の当該者の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受けていないと認められた者については、入札に参加させないものとする。</p> <p data-bbox="188 1257 1081 1342">経営事項審査については、届出書(第4号様式の2)の提出により確認するものとする。</p>	<p data-bbox="1263 252 1870 336">公益社団法人あおもり農林業支援センター 建設工事施行事務取扱要綱</p> <p data-bbox="1122 395 1211 432">(趣旨)</p> <p data-bbox="1099 443 1440 480">第1条～第8条 【略】</p> <p data-bbox="1144 539 1234 576">(入札)</p> <p data-bbox="1099 587 2022 671">第9条 入札の執行に際しては、入札執行者及び入札執行補助者2名以上の立合いのもとに行うものとする。</p> <p data-bbox="1106 683 2022 767">2 入札執行者は、入札者が代理人により入札しようとするときは、入札前に委任状を提出させるものとする。</p> <p data-bbox="1106 778 2022 863">3 入札執行者は、入札締切時刻に遅れた者の入札を拒否するものとする。</p> <p data-bbox="1106 874 2022 1246">4 入札執行者は、入札に参加しようとする者に対し、建設業法第27条の25に規定する経営状況分析の結果及び第27条の27に規定する経営規模等評価の結果に係る通知書又は第27条の29第1項に規定する総合評定値に係る通知書を提出させるものとし、当該入札に係る契約の締結予定の日の1年7月前の日の当該者の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受けていないと認められた者については、入札に参加させないものとする。</p>

5 入札執行者は、開札の時までに、入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領（昭和 60 年 6 月 1 日青監第 323 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、入札に参加させないものとする。

指名停止の措置等を受けていない事実については、申立書（第 4 号様式の 3）の提出により確認するものとする。

6 入札執行者は、入札参加者が 1 名のときは、入札を中止するものとする。ただし、条件付き一般競争入札の方法により入札を行う場合は、この限りでない。

7 不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

8 入札の執行に当たり、入札参加者に入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。以下同じ。）を提出させるものとする。

9 入札参加者が工事費内訳書を提出しないとき、又は入札参加者から提出された工事費内訳書の内容が著しく不相当なときは、その者のした入札を無効とするものとする。

（入札）

第 9 条～第 18 条 【略】

5 入札執行者は、開札の時までに、入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領（昭和 60 年 6 月 1 日青監第 323 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、入札に参加させないものとする。

6 入札執行者は、入札参加者が 1 名のときは、入札を中止するものとする。ただし、条件付き一般競争入札の方法により入札を行う場合は、この限りでない。

7 不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

8 入札の執行に当たり、入札参加者に入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。以下同じ。）を提出させるものとする。

9 入札参加者が工事費内訳書を提出しないとき、又は入札参加者から提出された工事費内訳書の内容が著しく不相当なときは、その者のした入札を無効とするものとする。

（入札）

第 9 条～第 18 条 【略】

附則

1 この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年10月 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

第4号様式(第5条関係)

その1(指名競争入札による場合)

番 号
年 月 日

殿

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

請負工事に係る指名競争入札の執行について(通知)

下記の工事について、貴社(殿)を指名しましたので、入札に参加してください。

なお、本件入札を希望しない場合には、参加しないことができますが、その場合は入札辞退届を提出してください。

また、本件入札に参加する場合は、経営事項審査(第4号様式の2)及び指名停止の措置等(第4号様式の3)に係わる書類を期日までに提出してください。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 (工事、 級工事相当)
- 3 工事場所
- 4 工期 年 月 日 (契約書取交わしの日から 日間)
- 5 予定価格(消費税込み) 円
- 6 設計図書及び契約書案の縦覧
(1) 日時 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

第4号様式(第5条関係)

その1(指名競争入札による場合)

番 号
年 月 日

殿

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

請負工事に係る指名競争入札の執行について(通知)

下記の工事について、貴社(殿)を指名しましたので、入札に参加してください。

なお、本件入札を希望しない場合には、参加しないことができますが、その場合は入札辞退届を提出してください。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 (工事、 級工事相当)
- 3 工事場所
- 4 工期 年 月 日 (契約書取交わしの日から 日間)
- 5 予定価格(消費税込み) 円
- 6 設計図書及び契約書案の縦覧
(1) 日時 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

<p>(2) 縦覧の方法 公益社団法人あおもり農林業支援センターのホームページへデータを掲載。</p> <p>7 現場説明</p> <p>(1) 日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分</p> <p>(2) 場所</p> <p>8 経営事項審査</p> <p>下記書類の提出により、平成 年 月 日(契約締結予定日平成 年 月 日より1年7月前の日)以降に経営事項審査を受けていることを確認</p> <p>(1) 経営事項審査届出書(第4号様式の2)</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 経営状況分析結果通知書の写し 1部</p> <p>イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し 1部</p> <p>(3) 提出について</p> <p>ア 提出方法 郵便による</p> <p>イ 提出期限 平成 年 月 日必着</p> <p>9 指名停止の措置等</p> <p>下記書類の提出により、地方公共団体等から指名停止の措置等を受けていないことを確認</p> <p>(1) 契約に係る指名停止等に関する申立書(第4号様式の3)</p> <p>(2) 提出について</p> <p>ア 提出方法 郵便による</p> <p>イ 提出期限 平成 年 月 日必着</p> <p>10 入札執行</p> <p>(1) 日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分</p> <p>(2) 場所</p> <p>11 入札執行回数 原則として(1・2)回を限度とする。</p> <p>12 保証金</p> <p>(1) 入札保証金 免除する。(公益社団法人あおもり農林業支援センター会計処理規程第45条第1項第2号)</p>	<p>(2) 縦覧の方法 公益社団法人あおもり農林業支援センターのホームページへデータを掲載。</p> <p>7 現場説明</p> <p>(1) 日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分</p> <p>(2) 場所</p> <p>8 入札執行</p> <p>(1) 日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分</p> <p>(2) 場所</p> <p>9 入札執行回数 原則として(1・2)回を限度とする。</p> <p>10 保証金</p> <p>(1) 入札保証金 免除する。(公益社団法人あおもり農林業支援センター会計処理規程第45条第1項第2号)</p>
---	--

<p>(2) 契約保証金</p> <p>ア 契約金額の10分の1(契約金額が500万円を超えない場合にあつては、100分の5)以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。</p> <p>(ア) 契約者が保険会社との間に公益社団法人あおもり農林業支援センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(ウ) 過去2年間の間に国、地方公共団体及び公社等又は公団等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>イ アにかかわらず、公益社団法人あおもり農林業支援センター低入札価格調査制度運用マニュアル(平成25年5月9日制定)による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。</p> <p>13 最低制限価格 有・無(低入札価格調査制度)</p> <p>なお、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>14 入札条件</p> <p>(1) 公益社団法人あおもり農林業支援センターの入札者心得書を遵守すること。</p> <p>(2) 経営事項審査を契約締結予定日(年月日)の1年7月前の日(年月日)の直後の貴社(殿)の営業年度終了の日以降に受けていない場合は、入札に参加させないこととする。</p> <p>(3) 入札参加者が1名のときは入札を行わないこととする。</p> <p>(4) 落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。</p>	<p>(2) 契約保証金</p> <p>ア 契約金額の10分の1(契約金額が500万円を超えない場合にあつては、100分の5)以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。</p> <p>(ア) 契約者が保険会社との間に公益社団法人あおもり農林業支援センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(ウ) 過去2年間の間に国、地方公共団体及び公社等又は公団等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>イ アにかかわらず、公益社団法人あおもり農林業支援センター低入札価格調査制度運用マニュアル(平成25年5月9日制定)による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。</p> <p>11 最低制限価格 有・無(低入札価格調査制度)</p> <p>なお、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>12 入札条件</p> <p>(1) 公益社団法人あおもり農林業支援センターの入札者心得書を遵守すること。</p> <p>(2) 経営事項審査を契約締結予定日(年月日)の1年7月前の日(年月日)の直後の貴社(殿)の営業年度終了の日以降に受けていない場合は、入札に参加させないこととする。</p> <p>(3) 入札参加者が1名のときは入札を行わないこととする。</p> <p>(4) 落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。</p>
--	--

(5) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したものを)、入札時に提出すること。

(6) 入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領(昭和 60 年6月1日青監第 323 号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、開札前にあつては、入札に参加させないこととし、落札決定から契約締結までの間にあつては、契約を締結しないこととする。

15 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)である。

16 その他

中間前金払と部分払の選択

請負代金額が 1,000 万円以上で、かつ、工期が 150 日を超える工事については、請負者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

注1 2中の工事等級(級工事相当)は、最低制限価格を設定した場合に記載する。

(5) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したものを)、入札時に提出すること。

(6) 入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領(昭和 60 年6月1日青監第 323 号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、開札前にあつては、入札に参加させないこととし、落札決定から契約締結までの間にあつては、契約を締結しないこととする。

13 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)である。

14 その他

中間前金払と部分払の選択

請負代金額が 1,000 万円以上で、かつ、工期が 150 日を超える工事については、請負者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

注1 2中の工事等級(級工事相当)は、最低制限価格を設定した場合に記載する。

第4号様式(第5条関係)

その2(随意契約による場合)

番 号
年 月 日

殿

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

請負工事に係る見積書の徴収について(通知)

下記の工事について、貴社(殿)から見積書を徴収したいので、見積りに参加してください。

なお、都合により本件見積りに参加することができないときは、あらかじめ、見積辞退届を提出してください。

また、本件見積に参加する場合は、経営事項審査(第4号様式の2)及び指名停止の措置等(第4号様式の3)に係わる書類を期日までに提出してください。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工 事 名
- 3 工事場所
- 4 工 期 年 月 日 (契約書取交わしの日から 日間)
- 5 設計図書及び契約書案の縦覧
 - (1) 日時 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで
 - (2) 縦覧の方法 公益社団法人あおもり農林業支援センターのホームページ
ヘデータを掲載。

第4号様式(第5条関係)

その2(随意契約による場合)

番 号
年 月 日

殿

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

請負工事に係る見積書の徴収について(通知)

下記の工事について、貴社(殿)から見積書を徴収したいので、見積りに参加してください。

なお、都合により本件見積りに参加することができないときは、あらかじめ、見積辞退届を提出してください。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工 事 名
- 3 工事場所
- 4 工 期 年 月 日 (契約書取交わしの日から 日間)
- 5 設計図書及び契約書案の縦覧
 - (1) 日時 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで
 - (2) 縦覧の方法 公益社団法人あおもり農林業支援センターのホームページ
ヘデータを掲載。

6 現場説明

- (1) 日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
(2) 場所

7 経営事項審査

下記書類の提出により、平成 年 月 日(契約締結予定日平成 年 月 日より1年7月前の日)以降に経営事項審査を受けていることを確認

(1) 経営事項審査届出書(第4号様式の2)

(2) 添付書類

ア 経営状況分析結果通知書の写し 1部

イ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し 1部

(4) 提出について

ア 提出方法 郵便による

イ 提出期限 平成 年 月 日必着

8 指名停止の措置等

下記書類の提出により、地方公共団体等から指名停止の措置等を受けていないことを確認

(1) 契約に係る指名停止等に関する申立書(第4号様式の3)

(2) 提出について

ア 提出方法 郵便による

イ 提出期限 平成 年 月 日必着

9 入札執行

- (1) 日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
(2) 場所

10 入札執行回数 原則として(1・2)回を限度とする。

11 保証金

(1) 入札保証金 免除する。(公益社団法人あおもり農林業支援センター会計処理規程第45条第1項第2号)

(2) 契約保証金

6 現場説明

- (1) 日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
(2) 場所

7 入札執行

- (1) 日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
(2) 場所

8 入札執行回数 原則として(1・2)回を限度とする。

9 保証金

(1) 入札保証金 免除する。(公益社団法人あおもり農林業支援センター会計処理規程第45条第1項第2号)

(2) 契約保証金

<p>ア 契約金額の 10 分の1(契約金額が 500 万円を超えない場合にあつては、100 分の5)以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。</p> <p>(ア) 契約者が保険会社との間に公益社団法人あおもり農林業支援センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(ウ) 過去2年間の間に国、地方公共団体及び公社等又は公団等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>イ アにかかわらず、公益社団法人あおもり農林業支援センター低入札価格調査制度運用マニュアル(平成25年5月9日制定)による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。</p> <p>12 最低制限価格 有・無(低入札価格調査制度) なお、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>13 入札条件 (1) 公益社団法人あおもり農林業支援センターの入札者心得書を遵守すること。 (2) 経営事項審査を契約締結予定日(年 月 日)の1年7月前の日(年月日)の直後の貴社(殿)の営業年度終了の日以降に受けていない場合</p>	<p>ア 契約金額の 10 分の1(契約金額が 500 万円を超えない場合にあつては、100 分の5)以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。</p> <p>(ア) 契約者が保険会社との間に公益社団法人あおもり農林業支援センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(ウ) 過去2年間の間に国、地方公共団体及び公社等又は公団等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>イ アにかかわらず、公益社団法人あおもり農林業支援センター低入札価格調査制度運用マニュアル(平成25年5月9日制定)による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。</p> <p>10 最低制限価格 有・無(低入札価格調査制度) なお、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>11 入札条件 (1) 公益社団法人あおもり農林業支援センターの入札者心得書を遵守すること。 (2) 経営事項審査を契約締結予定日(年 月 日)の1年7月前の日(年月日)の直後の貴社(殿)の営業年度終了の日以降に受けていない場合</p>
---	---

は、入札に参加させないこととする。

- (3) 入札参加者が1名のときは入札を行わないこととする。
- (4) 落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。
- (5) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したものを)、入札時に提出すること。
- (6) 入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領(昭和 60 年6月1日青監第 323 号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実があつた場合には、開札前にあつては、入札に参加させないこととし、落札決定から契約締結までの間にあつては、契約を締結しないこととする。

は、入札に参加させないこととする。

- (3) 入札参加者が1名のときは入札を行わないこととする。
- (4) 落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。
- (5) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したものを)、入札時に提出すること。
- (6) 入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領(昭和 60 年6月1日青監第 323 号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実があつた場合には、開札前にあつては、入札に参加させないこととし、落札決定から契約締結までの間にあつては、契約を締結しないこととする。

第1号～第3号様式【省略】

第4号様式の2(第5条、第9条第4項関係)

経営事項審査届出書

平成 年 月 日

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者

印

____ 契約に係る経営事項審査については、次のとおりです。

1 経営状況分析結果通知書の審査基準日

平成 年 月 日

2 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の審査基準日

平成 年 月 日

3 添付書類

(1) 経営状況分析結果通知書の写し 1部

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し 1部

(注1) ____ には、工事名、工事番号等を記載すること。

(注2) 1及び2の審査基準日は、各通知書の審査基準日を記載すること。

第1号～第3号様式【省略】

第4号様式の3(第5条、第9条第5項関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

平成 年 月 日

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者

印

当社は、貴殿発注の_____契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から_____契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

(注1) _____には、「建設工事」、「建設関連業務」、「物品・役務」番号等を記載すること。

(注2)この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局を含む。

(注3)「指定停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は地方公共団体から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

第5号～第10号様式【省略】

第5号～第10号様式【省略】

